

藤沢市教育委員会 2 月定例会会議録

日 時 2014 年（平成 26 年）2 月 6 日（木）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 3 1 号 市議会定例会提出議案（平成 25 年度藤沢市一般会計補正予算（第 8 号））に同意することについて
 - (2) 議案第 3 2 号 市議会定例会提出議案（平成 26 年度藤沢市一般会計教育費予算）に同意することについて
 - (3) 議案第 3 3 号 藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定について
 - (4) 議案第 3 4 号 市議会定例会提出議案（藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について）に同意することについて
 - (5) 議案第 3 5 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
- 5 その他
 - (1) 「いじめ防止対策」の進捗状況について
 - (2) 学校給食費の改定について
 - (3) 生涯学習ふじさわプラン 2 0 1 6 の中間見直しについて
 - (4) 国指定重要無形文化財保持者異動について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 赤 見 恵 司
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	永 井 洋 一
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	中 島 徳 幸	生涯学習部参事	松 井 洋 二
教育部参事	杉 山 哲 己	教育部参事	吉 住 潤
教育部参事	神 尾 友 美	教育指導課長	小 木 曾 貴 洋
学校施設課長	高 橋 幹 弘	生涯学習総務課主幹	斎 藤 隆 久
教育総務課主幹	新 田 昌 幸	生涯学習総務課主幹	織 部 朋 子
教育総務課主幹	田 邊 義 博	郷土歴史課主幹	加 藤 信 夫
学校給食課主幹	須 田 朗	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい
学校給食課課長補佐	村 越 恭 子	生涯学習総務課課長補佐	中 島 淳 一
学校施設課課長補佐	山 口 秀 俊	教育指導課指導主事	松 原 保
教育指導課指導主事	窪 島 義 浩	生涯学習総務課社会教育主事	井 出 祥 子
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

阪井委員長 ただいまから藤沢市教育委員会2月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4番・関野委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番・関野委員、5番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、このとおりに承することといたします。

阪井委員長 議事に入ります前に、議案第31号市議会定例会提出議案(平成25年度藤沢一般会計補正予算(第8号))に同意することについて、議案第32号市議会定例会提出議案(平成26年度藤沢市一般会計教育費予算)に同意することについて、議案第34号市議会定例会提出議案(藤沢市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について)に同意することについて、その他(3)生涯学習ふじさわプラン2016の中間見直しについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 ご異議がないようですので、議案第31号、第32号、第34号、その他(3)は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 これより、議事に入ります。

議案第33号藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 議案第33号藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定について、ご説明いたします。

この議案を提出したのは、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める必要によるものです。(別

紙資料「すべての子どもたちが、笑顔で通える学校づくりのための基本方針」参照)

藤沢市いじめ防止対策基本方針は、国から出された「いじめ防止対策推進法」と「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいてつくられています。基本方針には4つの柱を示しております。1として基本的な考え方、2として基本的措置、3として重大事態への対処、4としていじめ防止等を推進する体制です。

基本方針を策定するにあたり、教育委員会が意識したことが3点あります。1点目は、「一人ひとりの夢を育み、未来を拓く子ども（藤沢っ子）を育成する」とした藤沢市教育振興基本計画に基づいたものであること。2点目は、本市教育委員会がこれまでも示してきた「いじめはしない、させない、許さない」という基本姿勢を示していること。3点目は、本市教育委員会の総合的な考え方としている「子どもたちが笑顔で、夢と希望を語るができるようにしていくことです。

それでは、具体的な内容についてご説明いたします。1 基本的な考え方では、いじめに対する基本認識として、いじめる側の加害者といじめられる側の被害者、さらにそのいじめをあおったり、おもしろがったりしている観衆、そしてそのいじめを見て見ぬふりをしている傍観者という、いじめの四層構造を示しております。また、「学校教育ふじさわビジョン」の中で基本理念としている「自己の知」、「状況の知」、「かかわりの知」を踏まえ、豊かな人間関係を育んでいく必要があるとしています。その中でいじめ問題への対応といたしましては、未然防止、早期発見・早期対応や家庭・地域、関係機関との連携を取り上げております。

Ⅱ 基本的施策・措置では、藤沢市教育委員会が実施する主な措置といたしまして、児童生徒、保護者へいじめ防止に向けたリーフレットの配付や、いじめ防止プログラムの提供、いじめ相談ホットライン、いじめ相談メール、いじめ対策マニュアルである「児童生徒指導の手引き」を全職員に配付等を上げております。また、学校の主な対応といたしまして、本基本方針を受けた「学校いじめ防止対策基本方針」の策定、道徳・人権教育の充実、学校生活についてのアンケートの実施と活用、情報モラル教育の推進等を上げております。

Ⅲ 重大事態への対処では、学校でのいじめに係る調査や、被害者やその保護者への情報提供、また、市長による再調査についてを示しております。

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制では、学校におけるいじめの防止のための組織づくりの方法や内容、いじめ問題対策連絡協議会における関係機

関との連携やいじめ問題の取り組みに関する情報共有、学校の課題に対応するための教育委員会における学校問題対策支援チームの設置などを盛り込んでおります。

以上、これらのことを基本に、いじめ防止の推進を図ってまいりたいと思います。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 33 号について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

関野委員 基本方針(案) 5 ページに「スクールカウンセラーを市立全中学校に週 1 日以上配置し」とありますが、これまではどうだったのか、スクールカウンセラーと子どもたちとの具体的ななかかわり方を教えてください。

窪島教育指導課指導主事 スクールカウンセラーについては、市のスクールカウンセラーと県が配置しているスクールカウンセラーとありまして、市のスクールカウンセラーは基本的に小中学校全校に週 1 日以上、県のスクールカウンセラーは原則中学校区に 1 名、基本的には中学校に配置されますけれども、関係している小学校にも必要に応じて対応するとしております。小学校では基本的に週 1 日以上、中学校では週 2 日以上を目途に活動していただいております。中学校でのスクールカウンセラーについては、主に相談が主となっております。小学校においても相談の他に教室等をめぐって、子どもたちの様子を観察していただいているというような活動をしております。スクールカウンセラーに話をしに来る中学生もかなり多いと聞いておりますので、子どもたちとの関係も良好と考えております。

井上委員 この基本方針は大変よく練られていると拝察しましたが、4 ページの具体的な未然防止対策については、効果的に実施するということですので、常に点検と評価を行っていただき、時に見直しも図るというようなことを進めていただければ大変ありがたいと思います。

阪井委員長 4 ページの「基本的施策・措置」の中の「いじめの早期発見のための措置」に、いじめ相談ホットライン専用ダイヤルでの相談、メールでのいじめ相談等新しい取り組みがありますが、ホットラインは 365 日 24 時間なのか、時間や曜日を設定したものなのか、具体的なものが決まっていたら教えてください。

窪島教育指導課指導主事 いじめ相談ホットライン、メールについては、今年の 8 月 20 日に始めました。現在のところ、ホットラインについては平日、朝 9 時から夕方 17 時まで活動しています。4 月 1 日以降、できれば 24 時間 365 日の対応を考えております。メールについては、メールが入り次第対応ということですので、24 時間やっております。

阪井委員長 それから、情報機器の携帯電話やスマートフォンを使ったネット上のいじめも取りざたされているように感じます。「外部講師を招いての情報教育を実施する」あるいは「保護者や教員に対する啓発活動や研修を実施する」とありますが、情報機器の進化が早い中で、どのようなことを計画されているのかお聞かせください。

窪島教育指導課指導主事 情報モラル教育については、ほぼ全校で取り入れております。今年度も2月に教育文化センターと教育指導課が一緒になって、携帯電話、スマートフォンを含めたインターネットに関するいじめについての研修会を行うことを予定しています。

阪井委員長 機器の進化が速いので、子どもたちにモラルについて指導していただきたいと思います。

関野委員 5 ページの「学校の対応」の(3) 道徳教育・人権教育の充実ですが、これまではどのようにやっていて、これからどのように変わっていくのか、具体的に教えてください。

窪島教育指導課指導主事 道徳教育・人権教育については、学校の中では「道徳の時間」だけでなく、授業以外の時間においても子どもたちに対して、いじめ、あるいは人権についてはこれまでもしてきたところです。今後についても同様にしていきますが、教育委員会としては、今回、各学校に対していじめについての啓発資料の本を1冊ずつ、指導案をつけて配っております。学校ではこういったものも活用していただいて、これまで以上にいじめあるいは人権についての教育をしていっていただきたいと考えております。

阪井委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第33号藤沢市いじめ防止対策基本方針の策定については、原案のとおり決定いたします。

×××

阪井委員長 次に、議案第35号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

吉住教育部参事 議案第35号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。藤沢市学校事故措置委員会は、児童生徒の安全についての施策を推進するとともに、学校管理下の事故により、災害を受けた場合に見舞金等を支給することなどを審議することを目的として設置されております。藤沢市学校事故措置条例第5条第2項に基づき、藤沢市学校事故措置委員会規則が規定されており、その第4条第2項により、補欠の委員を委嘱する必要が定められております。現在の学校事故措置委員会委員が、本

年1月31日をもって1名退任したことに伴い、関係団体に依頼し、委員の推薦をいただきましたので、2014年3月1日から2014年12月31日までを期間として新たな委員を委嘱するものです。

参考として、藤沢市学校事故措置委員会規則第3条による委員会の委員の選出区分を掲載いたしました。市民2人、学識経験者3人、保護者5人、市立学校教職員4人となっております。今回はこのうち(2)の学識経験者のうち1名についての委嘱です。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。議案第35号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、議案第35号藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 その他に入ります。

(1)「いじめ防止対策」の進捗状況について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 「いじめ防止対策」の進捗状況について、ご報告いたします。(議案書参照)

1 報告の趣旨は、平成25年9月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において報告しました、今後のいじめ防止対策についての進捗状況を整理し、今後、さらなる取り組みを推進していくために経過の報告を行うものです。

2 「相談」に関する進捗状況は、(1)のいじめ相談ホットラインについては、昨年8月の開設以降、1月末までに12件の相談がありました。開設時間は、現在9時から夕方17時となっておりますが、本年4月1日より24時間365日に対応できるよう広げていく予定です。(2)のいじめ相談メールについては、昨年8月の開設以来1月末までの相談受付件数は7件ありました。現在は市のホームページのトップページより1クリックで移動できるようとなっております。(3)のいじめ相談機関紹介カードについては、名刺大のカードを作成し、市立小中特別支援学校の全児童生徒に配付しております。

3 「児童生徒・保護者等への啓発」に関する進捗状況では、(1)いじめ防止リーフレットについては、市内小学校4年生、中学校1年生及び

その保護者に昨年9月配付いたしました。また、小学校新入学児童の保護者に配付するリーフレットについても内容を精査して、本年4月に配付する予定です。(2) 講演会「子どもたちの笑顔のために大人のできること」の開催については、藤沢市いじめ防止プログラム推進員を講師とした保護者対象の講演会を昨年10月に開催いたしました。(3) 「Stop いじめ！中学生の集い in ふじさわ」については、中学生いじめ防止対策報告会を昨年12月に開催し、市立中学校19校の生徒会代表者が、各学校で行っているいじめ防止対策について発表し合いました。

4 「学校への支援」に関する進捗状況については、(1) 道徳教育等の資料の提供については、いじめに関する指導用図書を購入し、小学校・中学校それぞれに、指導案を添えて配付しております。(2) スクールカウンセラー配置については、本年4月より、いじめに特化した市費スクールカウンセラー1名を教育指導課に配置し、学校からの要請により事案に対する支援を行う予定です。(3) いじめ対策マニュアルについては、「児童生徒指導の手引き」に記載されているマニュアルを見直し、本年4月を目途に市立小中特別支援学校の全教職員に配付する予定です。(4) 児童生徒向けアンケートについては、教育委員会が行うアンケートは年2回とし、全校で実施しております。(5) いじめ防止担当者会については、各学校でいじめ防止担当者を選任し、昨年12月に「いじめ防止対策推進法」の説明を目的とした担当者会を開催いたしました。(6) 「いじめ防止プログラム」については、これまでも教育委員会が行ってきた「いじめ防止プログラム」を、今後も学校に提供していくとともに、「いじめ防止プログラム」の時間短縮版である「いじめ防止教室」の実施についても、各学校と調整を図っているところです。

5 「法令等」に関する進捗状況については、(1) 藤沢市いじめ防止対策基本方針及び学校におけるいじめ防止対策基本方針の策定については、2月の教育委員会定例会における審議を経まして、藤沢市いじめ防止対策基本方針を策定いたします。(2) (仮称) 藤沢市いじめ問題対策連絡協議会については、2月の教育委員会定例会における審議を経まして、平成26年2月藤沢市議会定例会に設置条例案を上程する予定です。(3) 重大事態が発生した場合の市長部局における附属機関については、児童生徒の命に関わる重大な事態が発生した場合に、市長部局による再調査と措置を講じるため、条例の改正案を、平成26年2月藤沢市議会定例会に上程される予定です。(4) (仮称) 藤沢市いじめ防止条例については、平成27年4月の条例施行を目途に、平成26年度に設置予定の、(仮称) 藤沢市いじめ問題対策連絡協議会の中で検討を進めてまいります。

6 これまでの各学校の主な取り組みについて、小学校については教師と子どもの関係を深め、心の変化を読み取ることを目的とした「日記」や「グループノート」などの実践が報告されております。中学校については、生徒会の自主的な活動で、いじめ問題に取り組んでいる「あいさつ運動」や「目安箱」などの実践が報告されております。これらの取り組みをまとめ、良い事例について発信し広めてまいります。

7 今後について、今年度教育委員会が行った各事業については、早急に検証を行い、平成 26 年度についても、より一層いじめ防止対策を推進してまいります。各学校については「学校いじめ防止対策基本方針」に基づいて、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、児童生徒が安心して生活できるように努めてまいりたいと思っております。以上で説明を終わります。

阪井委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

阪井委員長 道徳の時間にいじめについての冊子を配付し、資料を添えて指導するとありましたが、学校の道徳の時間というのは、子どもを指導する時間であってはいけないと思います。本来、道徳教育は子どもたちの特性を高めていくために、人として生きる道や育ちを見守る科目であると思います。指導することも大切ですが、それだけに道徳教育が偏らないようにお願いします。

阪井委員長 他にご意見等ありますか。
ないようですので、了承することにいたします。

×××

阪井委員長 次に、(2) 学校給食費の改定について、事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事 学校給食費の改定についてご説明いたします。なお、本件については本年 2 月藤沢市議会定例会子ども文教常任委員会において報告する予定です。(議案書参照)

1. 経過 学校給食費は、学校給食法第 11 条の規定に基づき、食材費については保護者の負担としております。現在の学校給食費は、平成 21 年 4 月に改定したものです。この間、食材費の変動に応じ、栄養価を維持するために、食材や献立などを変更することで給食費の抑制を図ってまいりました。しかしながら、これまでの食材費の値上げに加え、平成 26 年 4 月から消費税率が 5 % から 8 % になることで、使用食材や献立などの変更による給食費の抑制が大変困難な状況となってまいりました。このようなさまざまな状況がある中で、今後も安全で安心な食材を使い、栄養バランスのとれた質の高い給食を維持するために、学校給食費を改定す

るものです。

2. 食材費の推移 (1) 主な食材費の推移の表は、縦軸が主な食材、横軸が各年度の食材費と平成 21 年度を 100 とした比率です。一例で申し上げますと、前回、学校給食費改定の翌年である平成 22 年度の「食肉類」は 106%、「野菜・果物」は 117%、「鶏卵」は 112%と上昇しております。その後、変動はありますが、「平均値」欄に記載のとおり、4 年間の平均値では平成 21 年度と比べ、食肉類は 107%、野菜・果物は 112%、鶏卵は 114%の値上がりとなっている状況です。また、主食の米・パンの 4 年間の平均値は、米が 99%、パンは 97%となっております。

(2) は、前回、給食費を改定した平成 21 年度と各年度の比率です。食材費全体では上昇となっております、4 年間の平均値は 103%となっております。

(3) は、平成 21 年度からの食材費の推移をグラフ化したもので、主な食材の年度ごとの価格変動を表しているものです。

3. 改定内容 4 月からの消費税率引き上げ分 3%と食材費上昇分 3%を含む、合計 6%の改定といたしますが、保護者の負担を考慮し、100 円未満を切り捨てとしました。この結果、小学校及び白浜養護学校小学部を現行の 3,900 円から 5%増の 4,100 円に、白浜養護学校中・高等部を現行の 4,600 円から 4%増の 4,800 円に改定するものです。

4. 実施時期については、消費税率が引き上げとなる平成 26 年 4 月からといたします。以上で説明を終わります。

阪井委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、了承することといたします。

×××

阪井委員長

次に、(4) 国指定重要無形文化財保持者異動について、生涯学習部の説明をお願いします。

永井生涯学習部長

国指定重要無形文化財保持者異動についてご説明いたします。

(議案書参照)

本件については、藤沢市名誉市民であり、また、人間国宝であります田島比呂子氏が平成 26 年 1 月 19 日にご逝去されたことによります報告です。同氏は 91 歳で、藤沢市鶴沼在住でございました。同氏は平成 11 年に国の重要無形文化財(工芸技術「友禅」)の保持者として認定され、同年藤沢市名誉市民として顕彰したものです。本市の市制 60 周年、70 周年の際には田島比呂子の友禅作品展を開催いたしまして、自然に生きる動植物の生き生きとした命のあり様や自然界の厳しさを愛情込めた色調で、多く

の方を魅了いたしました。田島氏のご功績、経歴については 21 ページに記載しておりますが、本日、田島氏の作品集を持ってまいりましたので、ご紹介させていただきます。(回覧)

日本工芸の最高峰にあられた田島比呂子氏のご冥福を心からお祈り申し上げます。以上で説明を終わります。

阪井委員長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

阪井委員長 以上で、本日公開で審議する案件は、すべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

阪井委員長 先般、学校教職員の給食費徴収業務について訴えがあり、棄却されたという新聞報道がありました。先ほどのいじめ防止プログラム等の説明の中で、先生方は多様な仕事をされていると感じたのですが、今回のことについての経緯と教職員の仕事の中での負担感が大きいのかどうか、現状についてお聞かせください。

須田学校給食課主幹 今回の経緯ですが、小学校教諭が給食費の徴収事務に就いたところ、徴収事務については設置者である市が行うべきものであり、教職員にその事務を負わせるのは至当ではないので、教諭がその事務を行ったことによる精神的な苦痛に対して 100 万円の慰謝料を請求するというものでした。判決内容については新聞等に載っているとおり、法律、文部科学省の回答からも教職員にそのような事務を負わせることはかまわないという事例がありますし、教職員にそういった事務を負わせることは文部科学省においても想定していることなので、訴えは棄却されたということです。

教職員の負担感ですが、給食事務については銀行引き落としが基本になっていますが、残高不足により引き落とされないケースがあります。この場合には保護者に手紙や電話をして、学校に入金するようお願いしたり、学校に直接持ってきたものを銀行に払いに行くとか、食材費も銀行を通じて業者に振り込むといった銀行とのやり取りが混んでいるときは時間がかかったりといったところで、給食担当の方の負担感があるのではないかと考えております。

阪井委員長 先ほど給食費が 3,900 円から 4,100 円に、白浜養護学校中・高等部の場合は 4,800 円に値上げされるという報告もありましたが、今の経済状況の中では支払うことが難しいご家庭もあろうかと思いますが、意図的に払わない方も増えてきているのかなとも感じます。学校の先生たちはたくさん

の業務をされている中で、負担感のない給食費の徴収を考えていかなければいけないと思います。藤沢市でも徴収できていない給食費が多額になっているのは大きな問題かと思えます。それを徴収せずして値上げをしていくということに市民の中には反発を感じる方もいらっしゃるかと思えますので、未納ゼロを目指して徴収できる方法を考えていただきたいと思えます。

阪井委員長 他になれば、次回の会議の期日を決めたいと思います。3月20日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

阪井委員長 それでは、次回の定例会は、3月20日(木)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後3時42分 休憩